



# 身体障害者福祉法指定医師の手引き

身体障害者手帳の診断書を作成する医師は必ずお読みください

令和2年4月

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

## 目 次

1	身体障害者手帳制度	P 1
2	身体障害認定基準等	P 7
	(1) 総括事項	P 8
	(2) 個別事項	
	■ 視覚障害	P 15
	診断書・意見書	
	■ 聴覚又は平衡機能障害	P 32
	診断書・意見書	
	■ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	P 44
	診断書・意見書	
	歯科医師による診断書・意見書	
	■ 肢体不自由	P 60
	・ 上肢不自由	P 61
	・ 下肢不自由	P 67
	・ 体幹不自由	P 71
	・ 脳原性運動機能障害（上肢機能障害）	P 74
	・ 脳原性運動機能障害（移動機能障害）	P 76
	診断書・意見書	
	■ 内蔵の機能障害	
	・ 心臓機能障害	P 86
	診断書・意見書	
	・ じん臓機能障害	P 98
	診断書・意見書	
	慢性腎不全透析導入基準による評価表	
	・ 呼吸器機能障害	P 106
	診断書・意見書	
	・ ぼうこう又は直腸機能障害	P 113
	診断書・意見書	
	・ 小腸機能障害	P 124
	診断書・意見書	
	・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	P 133
	診断書・意見書	
	・ 肝臓機能障害	P 149
	診断書・意見書	
3	再認定	P 159
4	指定医師	P 162
5	関係法令・通知等	P 168
6	関係機関住所電話番号一覧	P 175

# 身体障害者手帳制度

## 1 身体障害者手帳

身体障害者福祉法\*（以下「法」という。）第4条において、身体障害者とは都道府県知事から身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けたものとされており、手帳は身体障害者の方が、各種の福祉サービスを受けることができるものであることを確認する証票となっています。

手帳は身体に障害のある方が、北海道知事が指定した医師（以下「指定医師」という。）の診断書を添えて申請し、法の別表に定められた身体障害の範囲・程度に該当する場合に交付されます。

## 2 手帳の交付申請及び交付

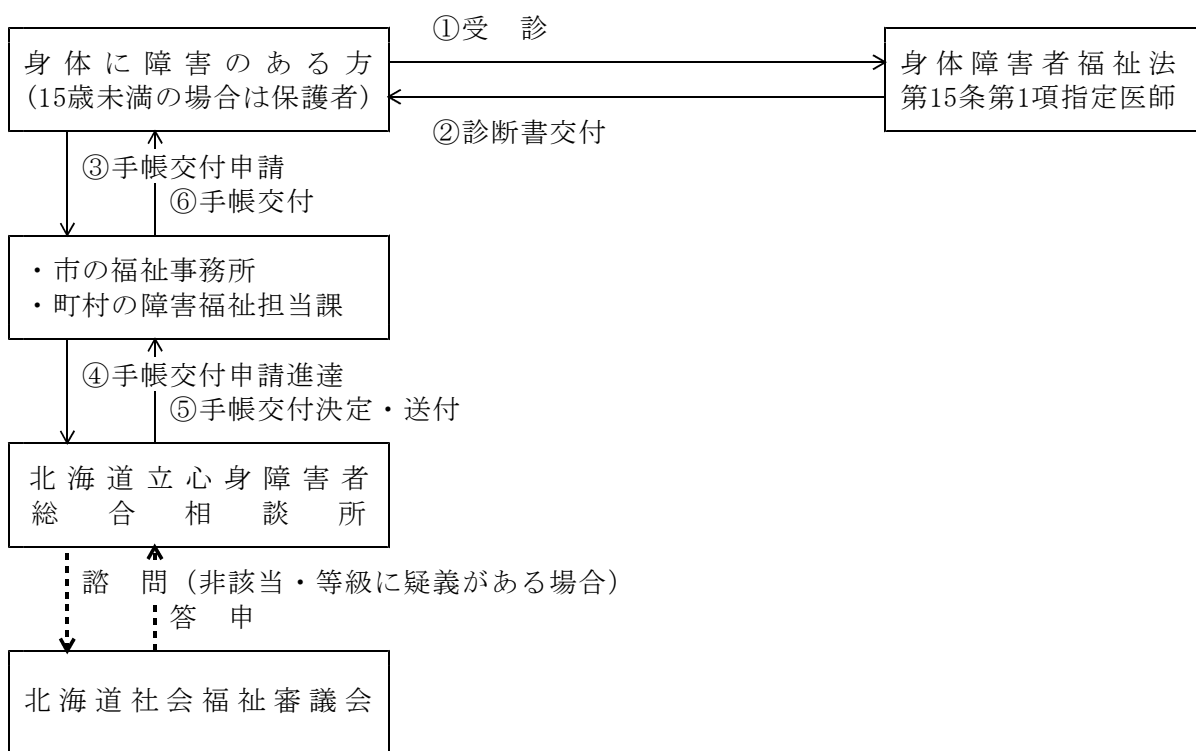
身体に障害のある方は指定医師の診断書を添えて、本人が居住する市の福祉事務所又は町村の障害福祉担当課を経由し、北海道知事（北海道立心身障害者総合相談所）に交付申請を行います。（札幌市及び旭川市、函館市の居住者については、各市長に交付申請を行います。）

なお、障害を持つ方が15歳未満の児童の場合は、その保護者が代わって申請することになります。

申請書の提出を受けた北海道知事（北海道立心身障害者総合相談所）は、障害程度を審査した結果、その障害が法別表に該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付し、該当しないと認めるときは、その理由を申請者に通知します。

また、障害の程度に変化があったり、別の障害が加わった場合には、上記と同様の手続きで再交付申請することができます。

### 【手帳交付申請の流れ】



※「身体障害者福祉法」：昭和24年12月26日 法律第283号

### 3 障害者の範囲

法では、身体障害者の範囲を下記のとおり定めています。(法別表)

別表(第4条、第15条、第16条関係)

一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- 1 両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの
- 2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- 3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- 4 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

- 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- 2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- 4 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

- 1 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
- 2 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

- 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の2指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- 4 両下肢のすべての指を欠くもの
- 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の3指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- 6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害\*で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

なお、別表の五に規定する「その他政令で定める障害\*」については、身体障害者福祉法施行令\*に次のように定められています。

(政令で定める障害)

第36条

法別表第五号に規定する政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。

- 一 ぼうこう又は直腸の機能
- 二 小腸の機能
- 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能
- 四 肝臓の機能

※「身体障害者福祉法施行令」：昭和25年4月5日 政令第78号

### 4 身体障害者障害程度等級について

法別表で身体障害の範囲・程度が定められていますが、身体障害者福祉法施行規則\*では、障害の等級について次のとおり定めています。

※「身体障害者福祉法施行規則」：昭和25年4月6日 厚生省令第15号